

保険薬局部会ニュース

令和5年12月20日
広島県薬剤師会保険薬局部会

調剤報酬請求における注意事項

1. 糖衣錠を半錠にした場合の自家製剤加算

支払基金では、糖衣錠の半錠加工は、審査においてコンピュータチェック対象となっており、自家製剤加算の算定は原則認められません。自家製剤は、医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断される場合に限り行うことができます。審査の結果、代替できない医療上の必要性が高く、かつ、薬学的に問題がないことが確認できない限り査定されます。

糖衣錠を粉碎して散剤とした場合に、同じ成分の散剤が薬価収載されておらず、粉碎後の製剤の品質、有効性及び安全性の確保など特に問題が無ければ、自家製剤加算を算定できます。

2. 単シロップ単独で処方された場合の調剤料

単シロップは、矯味の目的で調剤に用いる薬剤なので、単独調剤で調剤料は算定できません。

3. キシロカインゼリー2%の調剤料

キシロカインゼリー2%は、検査・処置に用いる薬剤なので、調剤料は算定できません。

4. ラキソベロン内用液0.75%の調剤料

ラキソベロン内用液0.75%は、内服用滴剤であり、内服薬や頓服薬の調剤料は算定できません。

5. 同一有効成分であって同一剤形の調剤料は算定不可

- ・プロペトと白色ワセリン
- ・ヒルドイドローション0.3%とヘパリン類似物質ローション0.3%

6. 医薬品の供給不足のため、錠剤を粉碎して調剤した場合の保険請求間違いの例

- ・実際には錠剤を粉碎したにも関わらず、処方された散剤の医薬品で保険請求。調剤した錠剤の医薬品名を記載していない。
- ・「供給不足のため、錠剤を粉碎」等の理由を摘要欄等へ記載していない。
- ・粉碎した医薬品と他の散剤を混合した調剤においては、計量混合加算は算定できません。自家製剤加算を算定することになります。

7. 中国四国厚生局より指摘を受けている自家製剤加算に関する薬剤服用歴管理記録等への記載漏れ

- ・賦形剤の名称、分量等を含め、調剤録等に製剤工程を調剤録等に記載していない、又は記載が不十分である。
- ・医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。